

公益社団法人日本獣医学会定款施行細則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この施行細則は、公益社団法人日本獣医学会（以下「獣医学会」という。）定款に定めるもののほか獣医学会の管理運営に関して必要な事項を定め、その適正を図ることを目的とする。

第2章 会 員

（入退会手続き及び会費）

第2条 定款第6条、第7条及び第8条の規定に基づく、会員の入会、会費及び退会に関し必要な事項は別に定める。

（専門部会への所属）

第3条 定款第5条に規定する会員（以下「会員」という。）のうち、正会員及び学生会員は、本施行細則第50条に定める専門部会に所属しなければならない。

2 前項の正会員及び学生会員が所属を希望する専門部会は、第50条第2項に定める4専門部会のうちの1専門部会にかぎるものとする。

（講演会等での報告及び会誌への投稿）

第4条 会員は、獣医学会が開催する学術研究に関する報告会及び講演会において研究業績の発表を行いまた投稿規定に従って研究論文を日本獣医学会会誌（以下「会誌」という。）に投稿することができる。

（事業への参加）

第5条 会員は、獣医学会及び各専門部会が主催する各種の事業に参加することができる。

（会誌の配布）

第6条 会員のうち、正会員、賛助会員、及び名誉会員は、会誌の無料配布を受ける。

2 学生会員は、会誌の無料配布を受けることはできない。

（役員の選挙権及び被選挙権）

第7条 会員のうち、役員の選挙権及び被選挙権を有する者は、正会員のみとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員就任年の4月1日に満70歳を超える正会員は役員の被選挙権を有しないものとする。

(名誉会員の推薦)

第8条 定款第5条に規定する名誉会員は、理事の推薦に基づき、理事会の議を経て決定されるものとする。

2 名誉会員として推薦される者は、年齢満70歳以上の正会員で、次の各号に該当するものとする。

(1) 理事・監事として4期、または8年以上任期をつとめた者

(2) 前号に匹敵する獣医学会に対する功績を有する者

(3) 獣医学会の代表理事をつとめた者

3 前項の規定にかかわらず、理事会は特段の審議を行い、特定の者を、名誉会員とすることができる。

(賛助会員代表者の変更届)

第9条 賛助会員である団体は、その代表者を変更したときは、直ちにその旨を文書でもって代表理事に届け出なければならない。

第3章 役員

(理事候補者の選出)

第10条 理事候補者は、正会員の選挙により、評議委員の中から選出する。

2 前項の正会員の選挙により選出する理事候補者は16名とする。ただし、各専門部会に4名の理事候補者を割り当てるものとする。

3 第1項に規定する正会員の選挙に関する理事候補者の選出方法については、別に定める。

(理事候補者の推薦)

第11条 代表理事は、前条の規定にかかわらず、評議委員の中から4名以内の理事候補者を推薦することができる。

(監事候補者の選出)

第12条 監事候補者は、別に定める役員選出規定に基づいて、評議委員の中から選出する。

(役員会の会費)

第13条 役員会の会費は、別に定める。

第4章 評議委員及び評議委員会

(評議委員)

第14条 この法人に評議委員を置く。

2 評議委員は、各専門部会会長が推薦した候補者について、理事会の議を経、総会の承認を得

て、代表理事が委嘱する。

3 代表理事は、前項の規定にかかわらず、10名以内の評議委員を、理事会の議を経て委嘱できる。

4 評議委員及び役員は、相互にこれを兼ねることはできない。

(評議委員の定数)

第15条 評議委員の総数は810名以内とし、各専門部会推薦の評議委員数はそれぞれ200名を超えないものとする。

(評議委員の任期)

第16条 評議委員の任期は2年とし、役員の任期終了までとする。ただし、再任を妨げない。

(評議委員の解任)

第17条 評議委員の解任には、定款第27条の役員の解任の規定を準用し、「役員」を「評議委員」と読み替える。

(評議委員の会費)

第18条 評議委員の会費は、別に定める。

(評議委員候補者の推薦)

第19条 専門部会会長は、選定した評議委員候補者を、文書により代表理事に推薦する。

2 評議委員候補者は、獣医学会の正会員で、次の各号に該当する資格を有する者とする。

(1) 大学又は大学院の教授又は准教授(助教授)、あるいは研究機関等においてこれらに準ずる地位にある者で、獣医学(関連分野を含む)の研究と獣医学会運営に関心を持ち、十分な研究業績をあげ、原則として会員歴継続10年以上の者

(2) 獣医学会の役員又は評議委員の経験者

(3) その他、獣医学(関連分野を含む)の進歩発展に著しく貢献した者

3 前項の規定にかかわらず、評議委員就任年の4月1日に満70歳に達する正会員は、評議委員候補者とはしない。

(評議委員会)

第20条 評議委員会は、評議委員をもって構成する。

2 評議委員会は、会務について代表理事の付議する事項について審議し、意見を述べることができる。

3 評議委員会は、年に2回以上代表理事が招集し、代表理事はその議長となる。

4 代表理事は、評議委員の3分の1以上の申し出があった場合、2ヶ月以内に評議委員会を招集し

なければならない。

5 評議委員会を招集する時は、代表理事はその議案をあらかじめ評議委員、理事及び監事に通告しなければならない。

6 理事及び監事は、評議委員会に出席して、意見を述べることができる。

第5章 常任理事及び常任理事会

(理事の役職及び選任)

第21条 獣医学会には、その円滑な運営を図るため、次の役職を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 1名

(3) 常任理事 若干名

2 理事長は、代表理事が就任する。

3 副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(常任理事の職務)

第22条 常任理事は下記の職務を分掌する。

(1) 庶務担当理事

学会運営上必要な庶務に関する事項

(2) 会計担当理事

学会運営上必要な会計に関する事項

(3) 編集担当理事

会誌の編集・発行と日本獣医学会会誌編集委員会に関する事項

(4) 渉外担当理事

学会運営上必要な外部との折衝に関する事項

(5) 広報担当理事

学会活動の広報と日本獣医学会プログラム委員会に関する事項

(6) 学術担当理事

学術情報の収集と学術研究の推進に関する事項

(幹事)

第23条 常任理事の職務を補佐するため、獣医学会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、常任理事の提案に基づき評議委員の中から、代表理事が委嘱する。

3 幹事の数、当分の間、10名以内とする。

(常任理事会)

第24条 常任理事会は、代表理事、副理事長、常任理事及び監事をもって構成する。

2 代表理事は、必要に応じて常任理事会を招集し、その議長となる。

3 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 獣医学会の運営に関する事項
- (2) 理事会に付議する事項
- (3) その他代表理事が必要と認めて諮問した事項

第6章 委員会及び委員

(委員会及び委員)

第25条 獣医学会は、円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる委員会を常置する。

- (1) 日本獣医学会誌編集委員会
- (2) 日本獣医学会プログラム委員会
- (3) 越智賞受賞候補者選考委員会
- (4) 日本獣医学会賞受賞候補者選考委員会
- (5) 獣医学奨励賞受賞者選考委員会
- (6) 他機関推薦依頼受賞候補者選考委員会

2 その他必要に応じて臨時に委員会を置くことができる。

3 第1項1号及び2号に掲げる委員会及び委員に関する規定は、それぞれ別に定める。

4 第1項3号、4号及び5号に掲げる委員会及び委員に関しては、それぞれ第36条、第40条及び第43条に規定する。

5 第1項6号に掲げる委員会及び委員に関しては、別に定める。

(委員の選任)

第26条 前条に規定する委員会の委員は、各委員会の委員長の提案に基づき、代表理事が委嘱する。

第7章 学術集会

(学術集会の開催)

第27条 獣医学会は、定款第4条第1項の規定に基づいて、春期及び秋期に報告会及び講演会を含めた学術集会（以下「学会」という。）を開催する。

(司宰機関の設置)

第28条 春期学会及び秋期学会にそれぞれ司宰機関を置く。

(学術集会の会長)

第29条 春期及び秋期学会にそれぞれ会長を置く。

- 2 各会長の呼称は、第〇〇回日本獣医学会会長とする。

3 各会長は、獣医学会の役員又は評議委員とし、かつ、その所属する司宰機関から選出され、原則として当該学会の少なくとも1年以上前に、代表理事に推薦された者とする。

(会長の任期及び任務)

第30条 各会長の任期は、当該年度前年の春期又は秋期学会開催日から当該年度の春期又は秋期学会の終了日までとする。

2 各会長は、その任期内において、必要に応じ、理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 各会長は、獣医学会プログラム委員会（獣医学会の広報担当理事及び庶務担当理事を含む）の協力を得て、学会の企画・立案に当たるとともに、学会の円滑な運営を統括する。

(保育室の設置)

第31条 学会の開催にあたっては、原則として保育室を設置するものとする。保育室の設置ならびに運営に係わる規定は、別に定める。

第8章 会 誌

(会誌の刊行)

第32条 獣医学会は、定款第4条第1項の規定に基づいて、The Journal of Veterinary Medical Science（日本獣医学会会誌）（以下「会誌」という。）を年12回発行する。

2 会誌の編集及び刊行に関する業務は、編集委員会が行う。

(会誌の掲載事項)

第33条 会誌には、獣医学に関する学術研究論文を掲載するほか、獣医学会記事、会務報告、その他編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

2 会誌には、編集委員会の議を経て、有料の広告を掲載することができる。

第9章 表 彰

(表彰の種類)

第34条 定款第4条第1項の規定に基づいて、獣医学会に、越智賞、越智特別賞、日本獣医学会賞、獣医学奨励賞及びその他の賞を設ける。

(越智賞)

第35条 越智賞は、獣医学の学術研究あるいは教育の振興に顕著な功績をおさめた会員に対し授与する。

2 越智賞の授賞は原則として毎年1件とし、賞状と副賞を贈る。

3 越智賞の受賞者は、受賞年度内に開催される学会において、越智賞受賞記念講演を行う

(越智賞受賞者の決定)

第36条 越智賞受賞者の決定は、第25条第1項第3号に規定する越智賞受賞候補者選考委員会（以下、越智賞選考委員会という。）において、次の各号に基づいて行われる。

- (1) 越智賞選考委員会の委員は5名とし、正会員のうちから代表理事が委嘱する。
- (2) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (3) 委員の互選により、委員長を置く。
- (4) 委員長は、越智賞選考委員会を主査し、毎年10月末日までに、受賞候補者を代表理事に対して推薦する。
- (5) 代表理事は、理事会に諮り、受賞者を決定する。

(越智特別賞)

第37条 越智特別賞は、獣医学の振興に特に功績のあった者に対して授与する。

- 2 越智特別賞は、獣医学会の会員以外の者に対しても授与することができる。
- 3 越智特別賞受賞候補者は、理事会が発議し、評議委員会の議を経て決定する。
- 4 越智特別賞の受賞者には、賞状と副賞を贈る。

(日本獣医学会賞)

第38条 日本獣医学会賞は、獣医学の領域において、顕著な研究業績をあげた正会員に対し1回に限り授与する。

- 2 日本獣医学会賞の受賞資格は、前項に規定するもののほか、受賞年度において満50歳以下とする。
- 3 日本獣医学会賞の授賞対象業績は、会誌に発表されたものとする。ただし、本学会に口頭発表され他の学術誌に発表された業績も考慮することができる。
- 4 日本獣医学会賞の授賞件数は、原則として毎年2件以内とし、授賞年度内に開催される定時総会において、賞状と副賞を贈る。
- 5 日本獣医学会賞の受賞者は、受賞年度内に開催される定時総会において、日本獣医学会賞受賞記念講演を行う。

(日本獣医学会賞受賞候補者の推薦)

第39条 日本獣医学会賞受賞候補者の推薦は、正会員3名の連名推薦によるものとする。

- 2 受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年6月30日までに、候補者の所属、氏名、受賞対象課題を明記し、推薦者3名の署名捺印を付した推薦書2通を代表理事に提出するものとする。
- 3 前項の推薦書には、推薦理由書（1,000字以内）及び候補者の略歴、主な研究業績一覧を添付するものとする。

(日本獣医学会賞受賞候補者の選考)

第40条 日本獣医学会賞受賞候補者の選考は、第25条第1項第4号に規定する日本獣医学会賞受賞候補者選考委員会（以下「学会賞選考委員会」という。）において、次の各号に基づいて行われる。

- (1) 学会賞選考委員会は、専門部会から推薦された各3名（専門部会長又はこれにかわる者1名を含む。）、計12名の委員によって構成される。
- (2) 受賞候補者の推薦者は、学会賞選考委員会の委員となることはできない。
- (3) 委員の互選により、委員長として互選された者は、学会賞選考委員会の運営を統括する。
- (4) 学会賞選考委員会は、受賞候補者の推薦者に対し、推薦理由について説明を求めることができる。
- (5) 別に定める選考方法に基づいて、委員の投票により、受賞候補者を選考する。
- (6) 委員長は、選考結果を文書で代表理事に報告する。
- (7) 委員の任期は1年以内とし、当該年度における選考委員会の終了をもって、任期満了とする。

（日本獣医学会賞受賞者の決定）

第41条 代表理事は、学会賞選考委員会委員長からの選考結果に関する報告を受け、理事会において受賞者を決定する。

（獣医学奨励賞）

第42条 獣医学奨励賞は、獣医学の進歩に寄与する優れた研究を行い、なお将来の発展を期待し得る正会員及び学生会員に対し1回に限り授与する。

- 2 獣医学奨励賞の受賞対象者は、前項に規定するもののほか、応募申請年の4月1日において会員であり、37歳の誕生日に達しない者とする。
- 3 獣医学奨励賞の授賞は、毎年4件以内とし、学会開催期間中に賞状と副賞を贈る。

（獣医学奨励賞受賞者選考委員会）

第43条 第25条第1項第5号に規定する獣医学奨励賞受賞者選考委員会（以下「奨励賞選考委員会」という。）は、理事会の承認を経て、奨励賞選考委員会の委員長が選任する委員により構成される。

- 2 委員長は、理事の中から、代表理事が委嘱する。
- 3 委員長は、奨励賞選考委員会の運営を統括する。
- 4 委員の任期は1年以内とし、当該年度における奨励賞の授賞をもって、任期満了とする。

（獣医学奨励賞受賞の申込）

第44条 奨励賞の受賞を希望する受賞対象会員は、奨励賞選考委員会が定める申込期日までに、所属専門部会名、最終学歴、会員歴及び受賞希望研究課題名を記載した受賞申請書ならびに講演内容の要旨（2,000字以内）を奨励賞選考委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する受賞対象研究課題は、受賞対象会員が筆頭著者となる未発表のもので、学会において口頭発表を予定しているものに限る。

3 奨励賞選考委員会は、申込期日をはじめ前2項に規定する応募要項について、会誌掲載その他の方法で、会員に告示する。

(獣医学奨励賞授賞候補研究課題の採択)

第45条 奨励賞選考委員会は、提出書類に基づいて、受賞希望申込講演内容について審査し、授賞候補研究課題10件以内を採択する。

2 奨励賞選考委員会の委員長は、採択の可否を速やかに、申込者に通知する。

3 奨励賞選考委員会の委員長は、採択した研究課題について、発表順に座長名、発表者名、講演演題等を記載した文書及び講演内容の要旨(2,000字以内)を、速やかに学会司宰機関に送付する。

(プレナリーセッションの設定)

第46条 奨励賞選考委員会の委員長から前項の書類の送付を受けた学会司宰機関は、講演時間は質疑を含めて1題15分とし、参加会員全員が発表を自由に聴取し質疑ができるプレナリーセッションを、原則として学会開催期間の初日に設定する。

2 学会司宰機関及び奨励賞選考委員会は、選考のためのプレナリーセッションのプログラム及び2,000字以内の講演内容の要旨を学会講演要旨集等に掲載し、学会参加会員に告知する。

3 第42条、第44条、第45条及び前2項中に掲載のある学会、学会開催期間及び学会司宰機関の「学会」は、当分の間、「春期開催の学会」と読み替えるものとする。

(獣医学奨励賞受賞者の選考)

第47条 授賞候補者の選考は、別に定める選考方法に基づいて、委員の投票により行う。

(獣医学奨励賞受賞者の決定)

第48条 奨励賞選考委員会委員長は、直ちに選考結果を代表理事に報告し、受賞者を決定する。

(他機関依頼の賞)

第49条 第25条第1項6号に掲げた他機関推薦依頼の賞(日本農学賞、中央畜産会畜産大賞、日本農業研究所賞、日本農学進歩賞、森永奉仕会賞等)の受賞候補者の選考委員会及び選考方法は、別に定める。

第10章 専門部会

(専門部会の設置)

第50条 この法人における事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、必要な専門部会

を置くことができる。

2 専門部会は、次の4専門部会とする。

- (1) 基礎獣医学系専門部会
- (2) 病態獣医学系専門部会
- (3) 予防獣医学系専門部会
- (4) 臨床獣医学系専門部会

(専門部会の目的と運営)

第51条 専門部会は、定款第4条に定める獣医学会の事業を円滑に遂行することを目的とする。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(専門部会の役員)

第52条 専門部会の役員は専門部会会長（1名）、専門部会副会長（1名）とする

(専門部会役員を選任)

第53条 専門部会の役員は別に定める獣医学会役員候補者選出規程に基づいて選任し、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。

(専門部会の新設又は改廃)

第54条 専門部会の新設又は改廃等、獣医学会における専門部会の構成を変更する必要があるときは、理事会において審議し、総会の議決を得るものとする。

第11章 獣医学会所属研究団体

(獣医学会所属研究団体)

第55条 獣医学会は、研究・教育活動を行う活動単位として、研究会、学会又は分科会等の獣医学会所属研究団体の設置を認めることができる。

2 会員は、所属する専門部会とは関係なく、獣医学会所属研究団体に入会できるものとする。

(獣医学会所属研究団体設置の申請)

第56条 獣医学会所属研究団体の設置を希望するときは、当該所属研究団体の長は、会の名称、会の目的、会員数その他獣医学会が必要と認める事項を記した申請書に会員名簿を添えて、代表理事に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、獣医学会所属研究団体の設置に必要な規定は、理事会において、別に定める。

(獣医学会所属研究団体設置の認可)

第57条 所属研究団体の設置の認可は、申請書類等に基づき、理事会の議を経て、代表理事が決定する。

(獣医学会所属研究団体設置の認可の取消)

第58条 獣医学会所属研究団体が以下の各号に該当するときは、代表理事は、理事会の議を経て、その設置の認可を取り消すことができる。

- (1) 設置に必要な要件を満たさなくなったとき。
- (2) その後の活動が申請時の目的と著しく異なると認められたとき。

2 獣医学会所属研究団体の長から認可の取消の申請があったときは、代表理事は、その認可を取り消さなければならない。

第12章 事務局等

(事務局及び職員)

第59条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第13章 雑 則

(改廃)

第60条 この施行細則の改廃は、理事会の承認を必要とする。

附 則

1. この施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本施行細則第25条第1項第5号及び第43条に定める奨励賞選考委員会は、当分の間、第25条第1項第1号に定める日本獣医学会会誌編集委員会の委員で構成されるものとし、奨励賞選考委員会の委員長は日本獣医学会会誌編集委員会委員長とする。ただし、奨励賞選考委員会の委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議を経て、日本獣医学会会誌編集委員会委員以外の者を奨励賞選考委員会の委員として加えることができる。

公益社団法人日本獣医学会役員候補者選出規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医学会（以下「獣医学会」という。）定款施行細則第10条第3項及び第12条の規定に基づき、獣医学会の理事候補者及び監事候補者の選出方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 獣医学会理事候補者及び監事候補者選出のため、役員改選の前年の10月末日までに選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、理事会の議決による指名に基づいて、獣医学会代表理事（以下「代表理事」という。）が委嘱する5名の評議委員により構成される。

3 前項の指名に当たっては、同一の専門部会その他の獣医学会所属研究団体に属する者が2名以内とする。

4 委員長は、委員の互選により選出する。

5 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その運営を統括する。

6 選挙管理委員会は、正会員により選出される理事候補者の選挙を管理し、また監事候補者を推薦する。

(選挙権者及び被選挙権者)

第3条 理事候補者の選挙権を有する者は、選挙人名簿調整時点で、その年度の会費を納入した正会員とする。

2 理事候補者の被選挙権者は、改選年の前年の12月20日までに理事会が推薦する評議委員（以下「新評議委員」という。）とする。

3 選挙管理委員会は、結成後2ヶ月以内に理事候補者選挙人名簿及び被選挙人名簿を調製する。その際、選挙の結果、理事候補者となった場合に受諾する意向のない者については予め被選挙人名簿から削除しなければならない。

4 前項の選挙人名簿及び被選挙人名簿は、各専門部会ごとに分類して編成する。

(選挙期日の告示)

第4条 選挙期日は選挙管理委員会で決定し、日本獣医学会会誌（以下「会誌」という。）掲載その他の方法で、正会員に告示する。

2 選挙は、原則として、役員任期が終わる日の前70日から40日の間に行う。

第5条 理事の選挙は、無記名5名連記とする。

2 選挙管理委員会は、理事改選年の前年の日本獣医学会会誌12号に、下記の書類各1部をとじ込み、本規定第3条第1項に規定する正会員に配布する。

(1) 投票要領

(2) 被選挙人（新評議委員）名簿

(3) 投票用紙

(4) 返信用封筒

(選挙結果の報告)

第6条 選挙管理委員会は、開票結果に基づき、理事改選年の2月末日までに選出理事候補者を決定し、所属専門部会名を付記した16名の理事候補者の氏名を、文書をもって代表理事に報告する。

(監事候補者の選出)

第7条 監事候補者は、選挙管理委員会の推薦に基づき、評議委員会において選出する。

(選挙管理委員会の解散)

第8条 選挙管理委員会は、役員改選終了(総会における役員決定)をもって解散する。

第2章 投票及び開票要領

(投票用紙等)

第9条 投票用紙の様式は、選挙管理委員会が定める。

2 投票用紙及び返信用封筒は、容易に専門部会が識別できる何らかの処置を講ずることが望ましく、その方法については選挙管理委員会が定める。

(投票の要領)

第10条 選挙人は、選挙人の所属する専門部会からは2名、さらに他の専門部会からは1名ずつ、計5名の理事候補者を選んで、その姓名を投票用紙の所定の欄に記入する。

2 記入した投票用紙はのりづけし、返信用封筒に入れる。

3 返信用封筒に投票者の住所、氏名を明記して、投票締め切り期日までに選挙管理委員会に返送する。

(開票)

第11条 開票は、会誌に告示した期日までの消印で、選挙管理委員会に到着したものについて、選挙管理委員会が行う。

2 選挙人は、開票の参観を求めることができる。

(無効投票)

第12条 次の各号の1に該当する投票は、無効とする。

(1) 正規の投票用紙及び返信用封筒を使用していないもの

(2) 投票用紙に記載した理事候補者の人数が、本規定第5条第1項及び第10条第1項に規定した人数を超えるもの

(3) 理事候補者の氏名が投票用紙の所定の欄に正しく記入されていないもの

(4) 被選挙権のない者(新評議委員でない者)の氏名を記載したもの

(5) 理事候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、敬称の類を記入したものは、この限りではない

(6) 理事候補者の氏名を自書しないもの

(7) 返信用封筒に投票者の住所、氏名が正しく記載されていないもの

(理事候補者の選出要領)

第13条 定款施行細則第10条第2項ただし書きの条項により定めた各専門部会の理事定数にしたがい、有効投票数の多い順に当選者（理事候補者）とする。

2 前項の規定にかかわらず、各所属研究団体からの当選者は、正会員数500名以上の所属研究団体では3名、正会員数500名未満の所属研究団体では2名を上限とする。

3 当選にかかわる得票数が同数のときは、年長者を当選とする。

4 各専門部会において、得票数の第1位の者を専門部会会長候補者に、第2位の者を専門部会副会長候補者とする。ただし、得票数同数のときは、年長者を専門部会会長候補者とする。

第3章 雑 則

(改廃)

第14条 この規定の改廃は、理事会の承認を必要とする。

公益社団法人日本獣医学会所属研究団体の設置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医学会定款施行細則（以下「定款施行細則」という。）第55条第1項の規定に基づき、公益社団法人日本獣医学会所属研究団体（以下「獣医学会所属研究団体」という。）の設置に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で定める獣医学会所属研究団体とは、公益社団法人日本獣医学会（以下「獣医学会」という。）に所属する団体で、研究・教育活動を行う活動単位として、獣医学に関する学術の研究を推進し、その発展と進歩を図ることを目的とする研究会、学会、分科会等をいう。

(登録会員)

第3条 獣医学会所属研究団体の会員の過半数は、獣医学会の会員で所定の手続きを経て当該獣医学会所属研究団体に登録した者（以下「登録会員」）でなければならない。

2 獣医学会の会員は、定款施行細則第55条第2項の規定により、その所属する専門部会とは関係なく希望する複数の獣医学会所属研究団体に登録することができる。

3 前項の規定にかかわらず、入会申込書に記載する獣医学会所属研究団体名は、会員が主たる獣医学会所属研究団体とするもの1つに限るものとする。

(登録会員数)

第4条 獣医学会所属研究団体は、100名以上の獣医学会会員により構成され、研究・教育活動上適当な規模内容を有し、運営上必要な会則等の諸規定、役員組織その他の諸条件を備えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、獣医学会所属研究団体の全登録会員の過半数は、当該獣医学会所属研究団体を主たるものとする登録会員でなければならない。

3 獣医学会理事会（以下「理事会」という。）が、本規定第5条に定める獣医学会所属研究団体の設置の認可及びその他の運営上必要な事項に関し参考とする基本的会員数は、当該獣医学会所属研究団体を主たる研究団体とする登録会員数とする。

(設置の申請)

第5条 獣医学会所属研究団体の設置を申請するときは、定款施行細則第55条第1項の規定に基づき、設置を希望する研究団体の長は、所定の申請書に当該研究団体会員名簿を添えて、獣医学会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

(設置の認可)

第6条 獣医学会所属研究団体の設置については、申請書類に基づいて、理事会で審議する。

2 前条の規定にかかわらず、理事会は、申請のあった研究団体の長に当該研究団体の諸規定、役員名簿等関係書類の提出を求めることができる。

3 代表理事は、理事会における審議の結果を、文書をもって速やかに申請のあった研究団体の長に通知する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

公益社団法人日本獣医学会プログラム委員会規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本獣医学会定款施行細則第25条第1項の規定に基づき、公益社団法人日本獣医学会の学術集会（以下「学会」という。）の円滑な運営を図ることを目的に、公益社団法人日本獣医学会プログラム委員会（以下「プログラム委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第2条 プログラム委員会は、春期及び秋期の学術集会（以下「学会」という。）ごとにその開催1年前までに、委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をもって組織成立する。

2 委員長は、学会司宰機関の会長とする。

3 副委員長は、広報担当理事とする。

4 委員は、司宰機関から選出された4名以内及び各専門部会から選出された各1名の者とする。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができ、かつ、その者は委員会の審議に意見を述べることができる。

(委員の任期)

第3条 委員長及び司宰機関から選出された委員の任期は、当該学会を担当するプログラム委員会の組織成立の時から当該学会の終了までの期間とする。

2 副委員長及び各専門部会から選出された委員の任期は、日本獣医学会定款の定めを準用する。ただし、途中で理事会が解散された場合は、引き続きその任期は当該学会の終了までの期間とする。

(審議事項)

第4条 プログラム委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 学会プログラムの編成

(2) 口頭及び示説発表演題の要旨の適正

(3) その他、学会の運営に資する事項

(報告)

第5条 プログラム委員会の審議結果は、理事会において委員長又は副委員長が報告する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。